

# 社会福祉法人川崎寿松会理事長の報酬及び実費弁償規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人川崎寿松会（以下「当法人」という。）の定款第22条の規程に基づき、理事長が行う次条に掲げる業務に対して支払う報酬及び実費弁償に関する事項を定めることを目的とする。

## (業務内容)

第2条 業務内容は次のとおりとする。

- (1)社会福祉法人川崎寿松会定款に定める業務
- (2)社会福祉法人川崎寿松会の職務の委任、代決及び専決規程に定める業務
- (3)その他当法人として行う業務

## (勤務日)

第3条 勤務は1月につき4日（原則として1週間につき1日）以上とする。  
2 前項にかかわらず必要がある場合には勤務するものとする。

## (報酬及び適用除外)

第4条 報酬は前条の勤務実態に照らし月額30,000円を支払うものとする。  
2 月の途中で就任又は退任が生じた場合にはそれぞれに月額30,000円を支払うものとする。  
3 この規程の適用を受ける者については、当法人役員等の報酬及び実費弁償規程は適用しない。

## (実費弁償)

第5条 職務のため一関市外に出張した時は、川崎寿松会旅費規定に基づき旅費を支給する。

## (支給方法)

第6条 報酬の支給日は、毎月25日とし、当月1日から当月末日までの報酬を支給する。ただし、25日が土曜日及び日曜日又は休日にあたる時は、その翌日以降の日であって25日に最も近い土曜日及び日曜日又は休日でない日に支給する。  
2 報酬は、全額通貨で支給する。ただし、法令に基づき理事長の報酬から控除すべきもの及び当該役員が報酬から控除することを承諾した場合には、その金額を控除する。  
3 実費弁償は、当日までに全額通貨で支給する。  
4 希望した場合は、前項の定めにかかわらず、報酬は、本人の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

## (公 表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

この規程は、平成29年 6月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 3月26日から施行し、平成29年 6月23日から適用する。